

家族法 1975

離婚判決

オーストラリア連邦巡回裁判所にて

ファイル番号 :

夫

と

妻

との婚姻につき

の面前にて

判決日 :

場所 :

年 月 日に成立した婚姻の
は 年 月 日に受理された。

による離婚申請

裁判所は以下のことを確認した :

1. 婚姻は証明済みである。
2. 原告（または被告）夫／妻（あるいは両者）は実質的にオーストラリアの居住者または市民であり、離婚申請直前の1年間においても同様であった。
3. 離婚申請の理由：婚姻は修復不可能であることが確認された。

裁判所は判決により以下の事実を申し渡す :

4. 55A(3)項において定義されている婚内子であり、18歳未満の子供:
5. 上記子供の監護、福祉、養育につき、あらゆる状況において適切な処置がとられている。

裁判所は以下のことを判決する :

6. 離婚判決が成立していること、判決は 年 月 日より発効し、それにより同日付で婚姻は解消する。

裁判所により

登記官署名

登記官

中略

離婚判決が発効したことの証明

私はここに

による申請に対する

離婚判決が

年 月 日に発効し、同申請人の婚姻がよって解消したことを

証明する。

以下省略

翻訳者 _____